

建築基準法（以下「法」という。）第74条第1項の規定に基づき申請されました次の建築協定に係る変更について、法第74条第2項の規定に基づき準用する法第73条第1項の規定により認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成21年8月7日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂センター地区建築協定

2 申請者の氏名

株式会社 西洋ハウジング 代表取締役 長田 弘

3 変更する事項

建築協定区域

4 変更後の建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町5丁目26番1から26番6まで、27番2から27番6まで及び27番10から27番13まで

5 認可年月日及び番号

平成21年8月7日付け第13-002号

(都市計画局建築指導部建築指導課)